

2017年度 現代奴隷法に係る声明（仮訳）

株式会社日新（以下、当社）とその子会社・関連会社（以下、当社含め「日新グループ」）は、英国で施行された2015年現代奴隷法（以下、「奴隷法」）に関しまして、本声明を公表します。

本声明は、日新グループの自社事業およびサプライチェーンにおける、奴隷労働や人身売買などの防止を目的とした取組みを開示することを目的としています。

1. 事業概要とサプライチェーン

日新グループは、当社と子会社・関連会社75社で構成され、国内外にわたる物流事業をはじめとして、旅行事業及び不動産事業を運営しております。

日新グループでは、グループの強みである海外ネットワークと国際物流を活かした新たなビジネスモデルをグループ一体となって創出することで、お客様から信頼され評価される「真のグローバル・ロジスティクス・サービス・プロバイダー」を目指しております。

また、日新グループ間では相互に適切なサービスの提供を行うほか、それぞれが航空会社、船会社、陸上輸送会社から輸送サービスの調達を行っており、サプライチェーンにおけるビジネスパートナー及びサプライヤーなどの取引先にも後述する方針に基づいた適切な対応を要請してまいります。

日新グループのより詳しい情報につきましては、以下のWEBサイトをご覧ください。

<http://www.nissin-tw.co.jp/>（日文）

<http://www.nissin-tw.co.jp/english/index.html>（英文）

2. 奴隷労働・人身売買などに対する方針

日新グループはサプライチェーンにおいて、またはいかなる企業活動においても奴隷労働や人身売買を防止するように尽力致します。当社は、自由で公正な企業活動を行うため「企業行動憲章」を定め、日新グループの事業活動の基本指針としております。この憲章では、企業の社会的責任を果たすために法律を順守し、事業活動を通じて社会の持続的発展に寄与することを目指しております。憲章において以下のように定めております。

『すべての人々の人権を尊重し、あらゆる形態の不法な労働を排除します。』

『国際ルールや各地の法律を順守し、適正な取引を行います。』

『サプライチェーンにおいても当社憲章の精神に基づく行動を促します。』

「株式会社日新 企業行動憲章」全文につきましては、以下の WEB サイトをご参照ください。

<https://www.nissin-tw.co.jp/company/charter.html> (日文)

<https://www.nissin-tw.co.jp/english/company/charter.html> (英文)

(当社企業行動憲章については、2018年6月に改訂を行っております。今回の改訂により、上述のとおり不法な労働の排除を明記するとともに、従来の日本語、英語に加えて中国語、スペイン語、タイ語で展開することで、サプライチェーン上のより多くの関係者に当社企業理念が伝わるように対応致しました。)

上記憲章の理念を実現するため、日新グループが順守すべき「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、グループ全体で高い倫理観を共有し、社会的規範と企業倫理の順守を実現するための具体的な指針を定めております。

そのマニュアルにおいて常に人権を尊重することを規定しております。

3、現代奴隷労働および人身売買防止のためのデューデリジェンスプロセス

日新グループは、奴隷労働および人身売買を絶対に許容しません。よって、「企業行動憲章」を当社施設内、当社ホームページ、社内イントラネットに掲示し、日新グループ役員・社員および取引先への周知を図っております。「コンプライアンス・マニュアル」は社内イントラネットに掲示し、グループ各社へはマニュアルの配布・説明を行うことでそれぞれ周知を図っております。

日新グループでは、コンプライアンス違反に対して、通常の報告ラインの他に通報相談窓口（電話、E-mail）を設けております。通報によるコンプライアンス違反が明らかになった場合は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、社内規程に基づき適切な対応を行っております。加えて、国内・海外の連結対象子会社では毎年実施される全社的內部統制評価でこれらの運用が適切に行われているかどうかの確認がなされています。

4、当該期間の活動報告

2017年11月、海外拠点の主管者である海外地域統轄に対し現代奴隷についての説明を実施いたしました。また、2017年度は、日本、海外拠点も含め現代奴隷に関する問題が発生したとの通報はありませんでした。

5、今後の取組み

企業行動憲章理念の周知徹底を図るとともに、現代奴隷に対する理解を深めるための社内研修を実施いたします。

日新グループは、今後も、以上の取組みを継続して推進してまいります。

本声明は2015年現代奴隷法第54条第1項に従い作成され、2018年3月31日に終了した会計年度の日新グループの奴隷労働および人身売買に係る声明と致します。

2018年9月30日



株式会社 日新

代表取締役 社長執行役員

筒井 雅洋